

診療情報の提供についてのご案内

当院では、日本医師会の定める「診療情報の提供に関する指針」に則り、積極的に診療情報の提供を行っています。

■ 当院の目的とする診療情報提供の趣旨は、以下の通りです。

1. 診療情報提供を求める患者さんへの適切な対応を行う。
2. 診療に対する患者さんの積極的な参加を促進する。
3. 患者さん及びご親族の方と当院医療従事者間に、より良い信頼関係を築く。

診療情報提供の結果として、患者さんに満足いただける良質な医療・介護を提供させていただく一助とすることにあります。

そのため、医師をはじめ、職員一同、患者さんに十分納得いただける情報提供をするよう心がけております。

■ 診療情報の提供とは？

「診療情報の提供」とは、診療の過程で得られた、患者の身体状況、病状、診断、治療等についての情報を提供することをいいます。

また、「診療情報の提供」は、「診療内容の説明」、「診療記録等（いわゆるカルテ等）の開示」等により行うこととされておりますが、当院の基本的な姿勢として、診療中に積極的に情報提供を行うことが、第一だと考えております。

さらに、診療中の説明以外にもご希望があれば患者さんご本人の申請により、いわゆるカルテ等の閲覧について、当院開示委員会にて審議し許可することとしております。

ただし、特に閲覧等の開示に関しては、患者さんご自身にとって非常に大切な「個人情報（プライバシー）」を扱うという意味合いから、日本医師会の指針においても厳格な規定が設けられており、当院においてもそれに沿った取り扱いをしています。したがって、「診療記録等の開示」については、あくまで「**患者さんご本人の意思による申請**」とそれに基づく開示委員会での審査を原則としており、そのため委員会の開催等、審査に要する期間等も必要となります。

つまり、「診療中の説明」は診療時に随時行うということになりますが、「カルテの閲覧等」については、申請が必要で、かつ委員会を開催する等のために審査の時間をいただくことをご了承くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

■ 診療情報提供の内容は？

日本医師会の指針では、診療情報提供の内容は以下のとおりですが、診療の状況や患者さんの病状や診療内容等を考慮して必要に応じて提供するものとされております。さらに、当院においては、患者さんに分かりやすいようにできるだけ専門用語を避け、ご説明をするように心がけておりますが、「説明が分かりにくい」、「用語が難しく意味が分からない」等とお感じの場合はお気軽にご質問くださるようお願いいたします。

1. 診断名又は予想される診断名及び予後
2. 処置及び治療の方針
3. 処方する薬剤情報（服用方法、効能、副作用）
4. 処置、手術及び侵襲的検査行為の概要、危険性及び合併症、実施しない場合の危険性、合併症の有無
5. 代替的治療法の内容及び利害得失
6. その他患者さんご本人が説明を求めた事項

※ 上記診療情報提供の内容については、診療の度にすべての項目を説明するというわけではありません。診療内容や患者さんの病状に応じて、必要な都度、診療情報のご提供をさせていただくこととしております。

※ 副作用情報や診療における危険性及び合併症等の説明（予測される臨床上的利益及び危険性や不便等）については、以後の診療にあたり、十分にご説明をした後、患者さんご本人の同意をする必要とする場合があります。十分な説明を心がけておりますが、納得いく説明が得られないとお感じになった場合は必ずご質問やご確認等をしていただき、納得の上、同意されますようお願いいたします。

■ 診療情報提供の対象者とは？

1. 患者さんが成人で判断能力がある場合は患者さん本人
2. 患者さんに法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満 15 歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求も可能
3. 患者さん本人から代理権を与えられたご親族
4. 患者さんが成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者さんの世話をしているご親族及びこれに準ずる縁故者
5. 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人

不幸にも患者さんご本人が死亡された場合の取り扱いの特例として、後段でご説明しておりますので併せてご参照ください。以上の点をふまえ、患者さんご本人のプライバシー保護という原則から、ご家族やご親族であっても患者さんご本人の指名のない方、その他、ご友人、勤務先の方、保険会社の方等は診療情報提供の対象になっておりません。言い換えれば、患者さんご本人の意思に反して患者さんご本人以外の方に「診療情報の提供」をすることはないということになります。

以上のように、基本的に患者さんご本人の意思を尊重するということになっておりますので、ご家族、ご親族の方におかれましてもご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ご親族又はそれに準ずる方の定義は以下のようにとなっております。併せて、診療記録等の開示で用いられる用語についても解説を掲載します。

用 語		解 説
親 族		6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の婚姻（民法 725 条）を指し、「それに準ずる者」とは、内縁の妻など、民法 958 条の 3 の特別縁故者を指します。
医 療	診 療 録	診療録とは、狭義には患者の所見を書いた医師の記録で、医師法第 2 4 条所定の文書をいいます。一般にはカルテと呼ばれています。患者の病気に関するすべてを記録したもので、病気経過、検査結果、使用薬物、治療方法・結果、患者との会話などが含まれます。
	診 療 記 録	診療記録とは、診療録に、手術記録、検査記録、看護記録、麻酔記録、処方箋、エックス線写真などの画像、その他診療に伴って発生する記録の総体を指しています。
法 律	任 意 後 見 人	任意後見制度は、高齢者が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自分の任意後見人（代理人）を選任することができる制度です。任意後見人は将来、依頼人の判断能力が低下したときに、先に結んだ任意後見契約の内容に基づき、依頼人の財産管理や介護、医療に関する手続きを行うことができます。任意後見契約は公正証書で作成し、職務が行えるのは、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任してからになります。
	法 定 代 理 人	法律の規定により代理人となった者をいいます。未成年者の両親（民法 818 条以下）、禁治産者の後見人となった配偶者（同法 840 条）のように、本人に対して一定の地位にある者が当然代理人になる場合のほか、父母が協議離婚の際に定める親権者のように、本人以外の者の協議により定まる場合（民法 819 条 1 項）、相続財産管理人のように裁判所によって選任される場合（民法 918 条）があります。

■ 診療情報提供の方法は？

日本医師会の指針では、「診療情報提供」の方法について以下のように定義されております。

1) 診療内容の説明

診療を担当する医師は、日常診療において、情報提供すべき対象者に対し、当該診療の内容について、積極的かつ丁寧に説明するものとする

2) 診療記録等の開示

対象者が診療記録等の開示を希望する場合には、当院病院長宛に別途様式を定める申請書を提出することにより申請を行う

「診療情報の提供とは？」でもご説明したとおり、日常診療のなかでは、1) のようにまず十分な説明を行い患者さんご本人に診療の内容を十分にご理解いただくことが重要だと考えております。

また、患者さんの権利として、2)の開示という手段があり、患者さんのご希望により、いわゆるカルテ等の閲覧・謄写等も可能となっております。

ただし、2)の診療情報の開示については、所定の開示手数料等をいただく他、後述するように患者さんご本人の申請が前提ということになりますので、ご了承ください。料金・診療情報の開示申請等についての詳細は、事務課窓口にお問い合わせください。

■ 患者さんご本人が死亡された場合の特例とは？

前述のとおり、診療記録等の開示は、原則として患者さんご本人に対して行うものですが、患者さんご本人が不幸にも入院中に急逝された場合など、生前にご本人が意思表示できなかった場合で、ご遺族からの申請が該当します。

この場合、患者さんご本人だけでなく、ご遺族との信頼関係の確保の観点から、申請の後、当院開示委員会に諮り、審議した上、診療記録等の開示を行うこととなります。

ただ、患者さんご自身の非常に大切な「個人情報」を対象にするということから、日本医師会の指針においても厳格な規定を設けており、それに合致した場合に開示許可が出来ることとされております。

■ 対象者の確認についてのお願いとご注意

日本医師会の定める「診療情報の提供に関する指針」により情報を提供することについては、患者さんのプライバシー保護という面を非常に重視しております。患者さんへの診療情報の提供とは、「情報の説明」、「情報の開示」を意味しておりますが、患者さんを含む対象者以外への提供という要素は一切含まれておりません。

したがって、当院におきましては、誤った診療情報の提供が発生しないように取り扱いについては厳重な注意をすることとしております。特に「**対象者の確認**」についての間違いは許されませんので厳格に取り扱うこととしております。

診療中以外に診療情報提供の申し出をされる場合は、必ず「ご本人様を確認できる証明書（身分証明書、免許証等）」、患者さんご本人が指名されたご親族の場合はそれに加えて「患者さんとの関係がわかる照明書（戸籍謄本等）」をご持参していただくようお願いいたします。

患者さんご本人以外の方の申し出があった場合、対象者であるとの確認をする必要がありますので、申請受理から審査結果の回答等の処理に若干の猶予をいただく場合があります。原則として申請受理後2週間以内に当院開示委員会の審査結果を回答書にてお知らせすることになっております。

また、診療情報提供の対象となる、患者さんご本人を含めて、対象者であるとの確認が出来ない場合や不明確な場合には、情報提供が出来ませんのでご了承ください。

全体的なご質問、情報提供への対応についてのご意見等ございましたら、下記窓口までお申し出ください。

＜開示申請窓口、診療情報提供についてのお問い合わせ窓口＞

〒857-0022

長崎県佐世保市山手町855-1

社会医療法人財団 白十字会

燿光リハビリテーション病院 事務課

電話：0956-25-3210

※お問い合わせの場合は、「診療情報提供に関すること」とお申し出ください。

【平成29年12月5日改訂】